

広島県告示第百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、令和三年三月八日までの間、縦覧に供する。

令和三年二月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

下千鳥小奴可停車場線

三 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
庄原市東城町小奴可字三門二六六八番一地从 から 庄原市東城町小奴可字三門二六五九番五地从 まで	旧	三・五〇〇 九・〇〇〇 四・五〇〇 〇・〇〇〇	一三四・六〇 六四一・九〇	
庄原市東城町小奴可字三門二六六八番一地从 から 庄原市東城町小奴可字三門二六六二番三地从 まで	新	三・五〇〇 七・〇〇〇	九四・七〇 一三三・四〇	ダブルウェイ 一部解除 一般国道三二 四号、県道小 奴可停車場線 と一部重複
庄原市東城町小奴可字三門二六六八番一地从 から 庄原市東城町小奴可字三門二六五九番五地从 まで	新	四・五〇〇 〇・〇〇〇	六四一・九〇	不用物件延長 七・五メートル